

「消費者月間」について

平成 19 年 4 月 13 日
内閣府国民生活局

1. 趣旨

「消費者月間」では、消費者を取り巻く経済社会環境を考慮し、毎年、その年にふさわしい統一テーマの下、消費者、事業者、行政が一体となり様々な事業を集中的に行うことにより、消費者に対する消費者問題の啓発を行っている。

(注)「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が昭和 43 年 5 月に施行されたことから、その施行 20 周年を機に、昭和 63 年から毎年 5 月が「消費者月間」とされた。

2. 統一テーマ

「みんなで築こう 身近な安全・安心」

3. 消費者月間関連事業

(1) 消費者問題国民会議の開催

消費者、事業者、行政、学界の 4 者が一堂に会し、統一テーマの下、消費者問題について集中的に議論する会議を開催している。また、この場において、消費者支援活動に顕著な功績のあった者に対して、その功績をたたえ内閣府特命担当大臣表彰(消費者支援功労者表彰)を行っている。

東日本 5月22日(火) 横浜市(横浜市開港記念会館) 午後1時～
西日本 5月30日(水) 神戸市(神戸国際会議場) 午後1時～

(2) ポスター掲示及び新聞、テレビ等による広報

消費者月間の認知度を高めるため、消費者の目にふれる機会の多い場所においてポスターを掲示するとともに、新聞、雑誌などを通じた広報を行っている。

(3) 消費者問題に関する学習支援事業の開催

都道府県・政令指定都市が主催する消費者問題に関する学習会に、有識者や消費者行政担当者を派遣し、参加型の学習支援事業を実施している。

(4) ホームページにおける各種協賛事業の紹介

消費者月間中に行われる各種事業のうち、協賛事業について内閣府国民生活政策ホームページ「消費者の窓」(<http://www.consumer.go.jp>)でその内容を紹介している。